

障発 0125 第 1 号
こ支障第 16 号
令和 6 年 1 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府・厚生労働省令第 3 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 17 号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 5 号）が別紙のとおり公布され、令和 6 年 4 月 1 日等から施行することとされたところである。その趣旨及び主な内容等について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本命令等の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1. 命令等の趣旨

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた議論等を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 43 条第 3 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 3 項等の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営

に係る基準等の改正等を行うもの。

2. 主な改正内容（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号関係）

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）の一部改正

①全サービス関係

都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。（2）の⑤において同じ。）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

②短期入所関係

介護老人保健施設が短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請をする際の書類の提出について、事務負担軽減の観点から、介護老人保健施設に係る指定の申請において提出する書類と同様の書類については省略可能とする。

③自立訓練（機能訓練）関係

医療から自立訓練（機能訓練）への円滑な移行を図り、また、障害者の身体機能・生活能力の維持・向上等に関する支援ニーズに対応するため、介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型自立訓練（機能訓練）の提供を可能とする。

④自立生活援助関係

障害者の地域移行・地域生活を推進するため、同居する家族の障害、疾病等の場合に限らず、本人の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、当該障害者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある場合においても支給対象となることを明確化する。

⑤地域定着支援関係

④と同様の改正を行う。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）の一部改正

①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）関係

- (一) サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- (二) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- (三) 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族に交付している居宅介護計画等について、当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援

を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）にも交付しなければならないこととする。

（四）管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができるることとする。

②全サービス（訪問系サービスを除く。）関係

（一）サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

（二）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、

- ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で適切な支援内容の検討をしなければならないこととともに、
- ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

（三）サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。

（四）サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

（五）障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。

③生活介護関係

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護の人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。

④自立訓練（機能訓練）関係

（一）③と同様の改正を行う。

（二）介護保険の通所リハビリテーション事業者が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

（三）病院又は診療所が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、病院又は診療所が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

（四）（1）の③の改正を踏まえ、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

⑤就労選択支援関係

＜人員に関する基準＞

（一）指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の数は、指定就労選択支援事

業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 15 で除した数以上とし、就労選択支援員は、原則として、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならないこと等とする。

- (二) 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬこと等とする。

＜設備に関する基準＞

- (三) 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならぬこと等とする。

＜運営に関する基準＞

- (四) 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、指定の申請の日前 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者でなければならないこととする。

- (五) 就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理（以下の⑤において「アセスメント」という。）に当たり、

- ・ 障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとし、
- ・ この場合において、(イ)の会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センター等に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができることとする。

- (六) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

- (七) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。

- (八) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。また、指定就労選択支援事業者は、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

<関係規定の準用>

(九) 指定就労選択支援の事業の運営に関する基準について、指定障害福祉サービス基準第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条（第2項第1号を除く。）、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第159条及び第170条の2の規定を準用することとともに、所要の読み替え規定を設ける。

⑥就労移行支援関係

就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

⑦就労継続支援A型関係

⑥と同様の改正を行う。

⑧就労継続支援B型関係

(一) 工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととする。

(二) ⑥と同様の改正を行う。

⑨就労定着支援関係

地域において必要な就労定着支援事業を利用できるようにする観点から、障害者就業・生活支援センターを、実施主体として追加する。

⑩自立生活援助関係

(一) 相談支援事業所において提供される地域相談支援との支援の継続性の確保や自立生活援助の整備を促進する観点から、指定地域移行支援事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合には、当該事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができる

こととする。

(二) サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。

(三) 自立生活援助の実施主体に係る規定を削り、実施主体を拡充することとする。

(四) 指定自立生活援助事業者は、利用者の居宅の訪問によるほか、テレビ電話装置等を活用することにより、障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うことができることとする。

⑪共同生活援助関係

(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「総合支援法一部改正法」という。）による障害者総合支援法の改正により、共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが明確化されたことを踏まえた改正を行う。

(二) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及び

その家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この⑪において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならないこととする。

- (三) 指定共同生活援助事業者は、(二)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。
- (四) (二)及び(三)については、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。
- (五) 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。
- (六) 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。
- (七) 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例的取扱いを令和9年3月31日まで延長する。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「障害福祉サービス基準」という。）の一部改正

①全サービス関係

個別支援計画に係る規定等、指定障害福祉サービス基準と同様の規定を設けている障害福祉サービス基準においても、(2)の②と同様の改正を行う。

②生活介護関係

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護の人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療養士の他に、言語聴覚士を加える。

③自立訓練（機能訓練）関係

②と同様の改正を行う。

④就労選択支援関係

- (一) (2) の⑤(四及び九を除く。)と同様の改正を行う。
- (二) 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有するものでなければならないこととする。
- (三) 就労選択支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができるものでなければならないこととする。
- (四) 就労選択支援の事業について、障害福祉サービス基準第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定の規定を準用することとともに、所要の読み替規定を設ける。

⑤就労移行支援関係

事業所の利用定員規模と利用状況の実態の乖離が生じていることに鑑み、定員規模を20人以上(離島等については10人以上)から、10人以上に見直す。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)の一部改正

- ① 指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにして、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならないこととする。
- ② 指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定特定相談支援事業所に相談支援員(専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下この②において同じ。)を置くことができるとしている。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。
 - (一) 当該指定特定相談支援事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号)第1号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (二) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成30年厚生労働省告示第115号)に該当する者(当

該指定に係る特定相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。)により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。

- ③ 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- ④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、
 - ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならないこととともに、
 - ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この(4)において「アセスメント」という。)に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。
- ⑤ 相談支援専門員が担当者等を招集して行う会議(サービス担当者会議)について、利用者本人が参加するものとし、また、利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- ⑥ 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はサービス等利用計画の実施状況の把握(以下この(4)において「モニタリング」という。)に係る面接を行うことができることとする。
 - (一) 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が離島等に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅との間に一定の距離があること。
 - (二) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月にアセスメント又はモニタリングに当たって当該利用者の居宅を訪問して面接を行ったこと。
- ⑦ 相談支援専門員は、利用者が現に指定就労移行支援又は指定就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、指定就労移行支援事業者又は指定就労継続支援事業者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
- ⑧ 相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、就労選択支援による就労に関する意向等の整理等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、指定就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならないこととする。

(5) その他所要の改正を行うこととする。

3. 主な改正内容（令和6年厚生労働省令第17号関係）

(1) 社会福祉法施行規則の一部改正

就労移行支援について定員規模を20人以上(離島等については10人以上)から、10人以上に見直すことに伴い、離島等に限らず、常時保護を受ける者が10人以上であれば社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に該当することとする。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）の一部改正

<I 意思決定支援を推進するための方策>

- ① 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- ② サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、
 - ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないことし、この場合において、サービス管理責任者は、⑦の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとするとともに、
 - ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この（2）において「アセスメント」という。）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。
- ③ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- ④ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人や⑦の地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

<II 地域移行支援を推進するための取組>

- ⑤ 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、障害者総合支援法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。
- ⑥ 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととする。
- ⑦ 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。

⑧ 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととする。また、地域移行等意向確認等に当たっては、障害者総合支援法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととする。

<III 支援の質の確保>

⑨ 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この⑨において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないこととする。また、指定障害者支援施設等は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならないこととする。

⑩ 指定障害者支援施設等は、⑨の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。

⑪ ⑨及び⑩については、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。

<IV 自立訓練（機能訓練）・相談支援の充実等>

⑫ 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、指定障害者支援施設等において生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。

⑬ 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、利用者に対して指定計画相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする。

<V 感染症発生時に備えた平時からの対応>

⑭ 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。

⑮ 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）の一部改正

個別支援計画に係る規定等、指定障害者支援施設基準と同様の規定を設けている障害者支援施設基準においても、(2)と同様の改正を行う。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）の一部改正

① 地域移行支援関係

- (一) 指定地域移行支援に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- (二) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、
 - ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととともに、
 - ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この（4）において「アセスメント」という。）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。
- (三) 計画作成会議について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- (四) 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画について、利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならないこととする。

② 地域定着支援関係

- (一) ①の(一)と同様の改正を行う。
- (二) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たってのアセスメントに当たり、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ行わなければならぬこととともに、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

(5) その他所要の改正を行うこととする。

4. 主な改正内容（令和6年内閣府令第5号関係）

(1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）の一部改正

①児童発達支援の一元化及び児童発達支援（児童発達支援センターにおいて提供する場合に限る。以下この①において同じ。）における人員・設備基準等の3類型（障害児、

難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化関係

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「児童福祉法一部改正法」という。）により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「医療型児童発達支援」について、「児童発達支援」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、指定通所基準においても同様に「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

②指定障害児通所支援に係る全サービス共通関係

- (一) 障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができるとしている。
- (二) 指定障害児通所支援事業者は、事業者の指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。
- (三) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。
- (四) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。
- (五) 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めるとしている。
- (六) 障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないこととするとしている。

③児童発達支援・放課後等デイサービス関係

- (一) 指定児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者（以下「指定児童発達支援事業者等」という。）は、障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないこととする。
- (二) 指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化する。

- (三) 指定児童発達支援事業者等は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定・公表しなければならないこととする。
- (四) 指定児童発達支援事業者等は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにして、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならないこととする。
- (五) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的な内容を定めなければならないこととする。

④居宅訪問型児童発達支援関係

- (一) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないこととする。
- (二) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定・公表しなければならないこととする。
- (三) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的な内容を定めなければならないこととする。

⑤保育所等訪問支援関係

- (一) 指定保育所等訪問支援事業者は、事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととする。
- (二) 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。
- (三) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにして、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととする。
- (四) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的な内容を定めなければならないこととする。

(2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設基準」という。）の一部改正

○児童発達支援センターの一元化及び児童発達支援センターにおける人員・設備基準等の 3 類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化関係

児童福祉法一部改正法により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「児童発達支援センター」について、「福祉型」と「医療型」という類型を廃止し、「児童発達支援センター」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、児童福祉施設基準においても同様に類型を一元化するとともに、既存の福祉型における人員・設備基準等の 3 類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）の一部改正

①指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設共通関係

- (一) 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設は、施設の指定入所支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。
- (二) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。
- (三) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。
- (四) 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、入所支援計画の原案について意見を求めることがある。
- (五) 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設は、できる限り障害児が良好な家庭的環境において指定障害児入所支援を受けることができるよう努めなければならないこととする。
- (六) 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設の管理者は、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15 歳以上に達した入所児童について、入所支援計画の作成と同様の手順により、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、当該移行支援計画に基づき移行支援を進めなければならないこととする。

②指定福祉型障害児入所施設関係

- (一) 新興感染症の発生時等に施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定福祉型障害児入所施設は、第二種協定指定医療機関と

の間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。

- (二) 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

(4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）の一部改正

- ① 指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようになりますことで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととする。
- ② 指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下この②において同じ。）を置くことができるとしている。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定自立生活援助事業所、指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。
- (一) 指定障害児相談支援事業所が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第1号イからニまでに掲げる基準のいずれかに該当するものであること。
- (二) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成30年厚生労働省告示第116号）に該当する者（当該指定に係る障害児相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。）により相談支援員に対して指導助言が行われる体制が確保されていること。
- ③ 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。
- ④ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮しつつ、障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならないこととする。
- ⑤ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定障害児通所支援以外の福祉サービス等の利用も含めて当該計画上に位置付けるよう努めなければならないこととする。
- ⑥ 相談支援専門員が担当者等を招集して行う会議（サービス担当者会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で

会議を開催し、専門的な知見からの意見を求めなければならないこととする。

- ⑦ 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に障害児に対して提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うこととする。
- ⑧ 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメント又は障害児支援利用計画の実施状況の把握（以下この（4）において「モニタリング」という。）に係る面接を行うことができるとしている。
- (一) 当該アセスメント又はモニタリングに係る障害児が離島等に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅との間に一定の距離があること。
- (二) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月にアセスメント又はモニタリングに当たって当該障害児の居宅を訪問して面接を行ったこと。

（5）児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正

都道府県知事等は、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

（6）その他所要の改正を行うこととする。

5. 施行期日

令和6年4月1日

※ 2. (2) の⑤から⑦まで、⑧の(二)、(3) の④、(4) の⑦及び⑧、(5) 並びに4. (6) のうち就労選択支援の創設に伴う改正については、総合支援法一部改正法附則第1条第4号の政令で定める日（令和7年10月（予定））

6. 経過措置について

- (1) 2. (2) の⑧の(二)の地域連携推進会議の設置及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の記録の作成及び公表については、令和6年内閣府・厚生労働省令第3号の施行の日から令和7年3月31日までの間、努力義務とする。
- (2) 3. (2) の⑦及び⑧の地域移行等意向確認等に関する指針の策定、地域移行等意向確認担当者の選任、地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容の報告については、令和6年厚生労働省令第17号の施行の日から令和8年3月31日までの間、努力義務とする。
- (3) 3. (2) の⑨及び⑩の地域連携推進会議の設置及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の記録の作成及び公表については、令和6年厚生労働省令第17号の施行の日から令和7年3月31日までの間、努力義務とする。
- (4) 令和6年内閣府令第5号の施行の際に指定を受けている医療型児童発達支援に係る

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。以下同じ。）については、

- ・ 改正後の指定通所基準第6条に規定する従事者の員数の基準に関しては、当該規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、
- ・ 同令第10条に規定する設備基準に関しては、当該規定にかかわらず、当分の間、それぞれ、なお従前の例によることとする。

※ 医療型児童発達支援センターに関する児童福祉施設基準に規定する基準についても同様の経過措置を置く。

(5) 令和6年内閣府令第5号の施行の際現に指定を受けている主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、

- ・ 改正後の指定通所基準第6条に規定する従事者の員数及び利用定員の基準に関しては、当該規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、
- ・ 同令第10条に規定する設備基準に関しては、当該規定にかかわらず、当分の間、それぞれ、なお従前の例によることとする。

※ 福祉型児童発達支援センターに関する児童福祉施設基準に規定する人員基準等及び設備基準についても同様の経過措置を置く。

(6) 4.(1)の③の(三)及び④の(二)の事業所全体の支援内容を示すプログラムの策定・公表については、この命令の施行の日から令和7年3月31日までの間、努力義務とする。

(7) その他所要の経過措置を設ける。

○内閣府令第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十六項及び第二十一項、第三十条第二項、第三十六条第一項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第三項、第五十五条の二第一項において準用する第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項及び第二項並びに第八十条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 武見 敬三

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（法第五条第十六項に規定する主務省令で定める障害者）

第六条の十の五 法第五条第十六項に規定する主務省令で定める障害者は、居宅における自立した日常生活を営むために自立生活援助において提供される援助を要する障害者であつて、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であつても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にあるものとする。

（法第五条第二十一項に規定する主務省令で定める状況）

第六条の十三 法第五条第二十一項に規定する主務省令で定める状況は、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であつても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とする。

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等）

第三十四条の七 （略）

2 ～ 5 （略）

6 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき

居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

2 ～ 5 （新設）

第三十四条の七 （略）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等）

(療養介護に係る指定の申請等)

第三十四条の八 (略)4 | 2 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき
療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申
請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認する
ものとする。

(生活介護に係る指定の申請等)

第三十四条の九 (略)6 | 2 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき
生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申
請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認する
ものとする。

(短期入所に係る指定の申請等)

第三十四条の十一 (略)

6 | 2 都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第九十四条の規定に基づき介護老人保健施設の開設の許可を受けている場合において、介護保険法施行規則第二百三十六条第一項第四号、第五号、第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、第一項第四号、第六号及び第十号から第十二号までに掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略することができる。

7 | 2 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(重度障害者等包括支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十二 (略)

4 | 2 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(重度障害者等包括支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十二 (略)

2 · 3 (新設)

(略)

(新設)

(略)

(療養介護に係る指定の申請等)

第三十四条の八 (略)

2 · 3 (新設)

(略)

(生活介護に係る指定の申請等)

第三十四条の九 (略)

2 · 5 (新設)

(略)

(短期入所に係る指定の申請等)

第三十四条の十一 (略)

2 · 5 (新設)

(略)

(療養介護に係る指定の申請等)

第三十四条の八 (略)4 | 2 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき
自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)

第三十四条の十四 (略)5 | 2 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき
自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)

第三十四条の十四 (略)

(新設)

(略)

(自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)

第三十四条の十五

(略)

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)

第三十四条の十五

(略)

(新設)

都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(就労移行支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十六

(略)

(就労移行支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十六

(略)

(新設)

都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(就労継続支援A型に係る指定の申請等)

第三十四条の十七

(略)

(就労継続支援A型に係る指定の申請等)

第三十四条の十七

(略)

(新設)

都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(就労継続支援B型に係る指定の申請等)

第三十四条の十八

(略)

(就労継続支援B型に係る指定の申請等)

第三十四条の十八

(略)

(新設)

都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(就労定着支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十八の二

(略)

(就労定着支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十八の二

(略)

(新設)

都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき就労定着支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(自立生活援助に係る指定の申請等)

第三十四条の十八の三

(略)

(自立生活援助に係る指定の申請等)

第三十四条の十八の三

(略)

(新設)

都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき自立生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(共同生活援助に係る指定の申請等)

第三十四条の十九

(略)

第三十四条の十九

(略)

4 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき自立生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(指定障害者支援施設の指定の申請等)

第三十四条の二十四

(略)

第三十四条の二十四

(略)

4 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十八条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る施設から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

第十三条の二十六の四 法第四十一条の二第二項の主務省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一 (略)

二 生活介護又は自立訓練(生活訓練) 通所介護(介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。第四号において同じ。)

三 (略)

四 自立訓練(機能訓練) 通所介護又は通所リハビリテーション(介護保険法第八条第八項に規定する通所リハビリテーションをいう。)

(指定一般相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の五十七

(略)

4 都道府県知事は、法第五十一条の二十一第二項において準用する法第五十一条の十九第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(指定特定相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の五十九

(略)

5 市町村長は、法第五十一条の二十一第二項において準用する法第五十一条の二十第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)

第三十四条の七第一項及び第三項から第六項

都道府県知事

指定都市の市長

(共同生活援助に係る指定の申請等)

第三十四条の十九

(略)

第三十四条の十九

(略)

4 都道府県知事は、法第四十一条の二第一項の主務省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一 (略)

二 生活介護又は自立訓練 通所介護(介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。)

三 (略)

(新設)

(指定一般相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の五十七

(略)

2・3 (新設)

(指定特定相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の五十九

(略)

2・3 (新設)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)

第三十四条の七第一項及び第三項から第五項

都道府県知事

指定都市の市長

(略)

	第三十四条の八
	第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項
	第三十四条の十一第一項から第四項まで、第三十四条の十二
	第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項
	第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項
(略)	第三十四条の十六
	第三十四条の十七
	第三十四条の十八
	第三十四条の十八の二
	第三十四条の十八の三
	第三十四条の十九
	第三十四条の二十の三第四項
	第三十四条の二十二
	第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項
	第三十四条の二十四
	第三十四条の二十五
	第三十四条の二十六
	第三十四条の二十六の八
	第三十四条の三十
	第三十四条の五十七
	第三十四条の五十八
	第三十五条第四項
	第五十七条
	第六十二条
	第六十三条
	第六十四条
	第六十五条第二項
	第六十五条の九の六
	第六十五条の九の七
	第六十五条の九の九
	第六十五条の九の十
	第六十六条第二項
	別表第八号
	別表第九号
(略)	
(略)	

	第三十四条の十一第一項から第四項まで
	第三十四条の九第一項から第四項まで
	第三十四条の十四第一項から第三項まで
	第三十四条の十五第一項から第三項まで
(略)	第三十四条の十六
	第三十四条の十七
	第三十四条の十八
	第三十四条の十八の二
	第三十四条の十八の三
	第三十四条の十九
	第三十四条の二十の三第四項
	第三十四条の二十二
	第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項
	第三十四条の二十五
	第三十四条の二十六
	第三十四条の二十四
	第三十四条の三十一
	第三十四条の五十七
	第三十四条の五十八
	第三十四条の二十六の八
	第三十四条の三十一
	第三十四条の五十七
	第三十四条の五十八
	第三十五条第四項
	第五十七条
	第六十二条
	第六十三条
	第六十四条
	第六十五条第二項
	第六十五条の九の六
	第六十五条の九の七
	第六十五条の九の九
	第六十五条の九の十
	第六十六条第二項
	別表第八号
	別表第九号

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで	都道府県知事	中核市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項		
第三十四条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二		
第三十四条の十八の三		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十二		
第三十四条の二十三		
第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五		
第三十四条の二十六		
第三十四条の二十六の八		
第三十四条の三十		
第三十四条の五十七		
第三十四条の五十八		
第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十四条の七第一項及び第三項から第五項まで	都道府県知事	中核市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の十一第一項から第四項まで		
第三十四条の十五第一項から第三項まで		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二		
第三十四条の十八の三		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十二		
第三十四条の二十三		
第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五		
第三十四条の二十六		
第三十四条の二十六の八		
第三十四条の三十		
第三十四条の五十七		
第三十四条の五十八		
第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		

目次		
	改	正
附則		
(趣旨)		
第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という)第三十条第二項、第四十一条の二第二項及び第四十三条第三項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	第一章～第八章 (略)	第一章～第八章 (略)
一 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、指定都市又は中核市。以下この条、第二百八十三条及び第二百一条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十四条(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条(第二百六条において準用する場合に限る。)、第九十四条第三号、第九十四条の二第四号、第五十二条(第二百六条において準用する場合に限る。)、第九十四条第三号、第九十四条の二第四号、第二百四号、第二百六十条第三項(第二百六条において準用する場合に限る。)、第二百六十三条第三号、第二百六十三条の二第四号、第二百六十三条の三第二号、第二百七十二条第三号、第二百七十二条の二第四号、第二百三十条及び第二百二十九条の規定による基準	第九章 自立訓練(機能訓練)	第九章 自立訓練(機能訓練)
二 第四号、第二百六十条第三項(第二百六条において準用する場合に限る。)、第二百六十三条第三号、第二百六十三条の二第四号、第二百六十三条の三第二号、第二百七十二条第三号、第二百七十二条の二第四号、第二百三十条及び第二百二十九条の規定による基準	第一節～第四節 (略)	第一節～第四節 (略)
三 第六節 (略)	第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第二百六十二条の二～第二百六十二条の五)	第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第二百六十二条の二～第二百六十二条の四)
二条の二第四号、第二百三十条第二項、第二百二十条及び第二百二十九条の規定による基準	第十章～第二十章 (略)	第十章～第二十章 (略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一一部改正)
 第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)の一部を次の表のように改正する。

目次		
	改	正
附則		
(趣旨)		
第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という)第三十条第二項、第四十一条の二第二項及び第四十三条第三項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	第一章～第八章 (略)	第一章～第八章 (略)
一 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、指定都市又は中核市。以下この条、第二百八十三条及び第二百一条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十四条(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条(第二百六条において準用する場合に限る。)、第九十四条第三号、第九十四条の二第四号、第五十二条(第二百六条において準用する場合に限る。)、第九十四条第三号、第九十四条の二第四号、第二百四号、第二百六十条第三項(第二百六条において準用する場合に限る。)、第二百六十三条第三号、第二百六十三条の二第四号、第二百七十二条第三号、第二百七十二条の二第四号、第二百三十条第二項、第二百二十条及び第二百二十九条の規定による基準	第九章 自立訓練(機能訓練)	第九章 自立訓練(機能訓練)
二 第四号、第二百六十条第三項(第二百六条において準用する場合に限る。)、第二百六十三条第三号、第二百六十三条の二第四号、第二百六十三条の三第二号、第二百七十二条第三号、第二百七十二条の二第四号、第二百三十条第二項、第二百二十条及び第二百二十九条の規定による基準	第一節～第四節 (略)	第一節～第四節 (略)
三 第六節 (略)	第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第二百六十二条の二～第二百六十二条の五)	第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第二百六十二条の二～第二百六十二条の四)
二条の二第四号、第二百三十条第二項、第二百二十条及び第二百二十九条の規定による基準	第十章～第二十章 (略)	第十章～第二十章 (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(傍線部分は改正部分)	(略)	(略)

二 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第百二十五条の五第三号、第一百六十二条第二号及び第一百六十三条の三第一号の規定による基準

三·四

三・四

五 法第四十一条の二第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条第二項及び第三項（第四十三条の四において準用する場合に限る。）、第六条（第四十三条の四において準用する場合に限る。）、第四十三条の二第一号、第四十三条の三第一号、第五十五条（第九十三条の五、第一百二十五条の四及び第一百七十七条の四において準用する場合に限る。）、第七十九条第二項（第九十三条の五、第一百六十二条の四及び第一百七十七条の四において準用する場合に限る。）第八十三条第五項（第九十三条の五において準用する場合に限る。）、第九十三条の二第一号、第九十三条の三第二号、第九十三条の四第四号、第一百二十五条の二第二号、第一百二十五条の三第二号、第一百六十二条の二第二号、第一百六十二条の三第四号、第一百七十七条の二第二号並びに第一百七十七条の三第四号の規定による基準

法第四十一条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九十三条の三第一号、第一百二十五条の二第一号、第一百二十五条の三第一号、第一百六十二条の二第一号及び第一百七十七条の二第一号の規定による基準

二 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第百二十五条の五第三号の規定による基準

(定義)

第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇六 (略)

十七 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第一百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第一百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第一百七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、第一百八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第一百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第七十七条の七に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(管理者)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業者ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十五条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 (略)

二 指定居宅介護の提供に当たつては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

三〇五 (略)

(居宅介護計画の作成)

第二十六条 (略)

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第一項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

(定義)

第二条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇六 (略)

十七 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第一百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第一百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第一百七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、第一百八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第一百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第七十二条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(管理者)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業者ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十五条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 (略)

二〇四 (略)

(居宅介護計画の作成)

第二十六条 (略)

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第三十条 (略)

4 | 2・3 | サービス提供責任者は、業務を行ふに当たつては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(苦情解決)

第三十九条 (略)

4 | 2・3 | 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事(指定都市にあつては、指定都市の市長)が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関する道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

5 | 2・3 | (略)

(管理者)

4 | 2・3 | 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関する道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 | 2・3 | (略)

(従業者の員数)

2・3 | (略)

7 | 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十二条第三項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第五十二条第三項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合には、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十二条第三項において「指定入所施設基準」という。)第五十二条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 | 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するに必要な人員を確保していることをもつて、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

5 | 2・3 | (略)

2 | 3・4 | 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第三十条 (略)

(新設)

(略)

4 | 2・3 | 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関する道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 | 2・3 | (略)

(管理者)

4 | 2・3 | 指定居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業者ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

2・3 | (略)

7 | 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十二条第三項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第五十二条第三項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合には、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十二条第三項において「指定入所施設基準」という。)第五十二条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 | 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するに必要な人員を確保していることをもつて、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

2・3 | (略)

(新設)

(療養介護計画の作成等)

第五十八条(略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定期間内に定められた療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。（サービス管理責任者の責務）

第五十九条(略)

2 サービス管理責任者は、業務を行っており、利用者が自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第九章、第十章及び第十九章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める大典が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とする。

(1) (3) (略)

(療養介護計画の作成等)

第五十八条(略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 (略)

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。（サービス管理責任者の責務）

第五十九条(略)

(新設)

2 サービス管理責任者は、業務を行っており、利用者が自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第九章、第十章及び第十九章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とする。

(1) (3) (略)

口 (略)

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対しても日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行なうために必要な数とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対しても日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行なうために必要な数とする。

三 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者にこれらの方に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5・7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第八十五条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第一百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第九十三条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第七十一条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準第七十一条の二に規定する

三 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5・7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第八十五条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第九十三条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第七十一条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準第七十一条の二に規定する

共生型放課後等デイサービスをいう。(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第一百六十二条の四及び第一百七十二条の三において同じ。を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第一百七十二条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)第九十四条の二において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第一百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通りサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第一百七十二条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通りサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一一日当たりの上限をいう。以下この条、第一百六十二条の四及び第一百七十二条の三において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人
三〇五 (略) (指定短期入所の取扱方針)	

第一百二十一條 (略)

2 | 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 | 4 | (略)

共生型放課後等デイサービスをいう。(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第一百六十二条の三及び第一百七十二条の三において同じ。を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第一百七十二条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)第九十四条の二において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第一百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通りサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第一百七十二条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通りサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一一日当たりの上限をいう。以下この条、第一百六十二条の三及び第一百七十二条の三において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人
三〇五 (略) (指定短期入所の取扱方針)	

第一百二十一條 (略)

(新設)

2 | 3 | (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第百三十三条 (略)
(新設)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第一百三十四条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第一百三十六条 第九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条から第三十条まで、第三十一条(第一項及び第二項を除く)から第四十二条まで及び第六十六条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「**第一百三十五条**」と、第二十条第二項中「**次条第一項**」とあるのは、「**第一百三十六条**において準用する**次条第一項**」と、第二十三条第二項中「**第二十一条第二項**」とあるのは、「**第一百三十六条**において準用する**第二十一条第二項**」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第一百五十六条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「**指定自立訓練(機能訓練)事業者**」といふ)が当該事業を行う事業所(以下「**指定自立訓練(機能訓練)事業所**」といふ)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

口 (略)

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とする。

二 (略)

(略)

2・3 (略)

4 第一項第一号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5・8 (略)

(準用)

第一百六十二条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条及び第八十五条の二から第九十二条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「**第三十一条**」とあるのは、「**第一百六十二条**において準用する**第八十九条**」と、第二十条第二項中「**次条第一項**」とあるのは、「**第一百五十九条第一項**」と、第二十三条第二項中「**第二十一条**

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第百三十三条 (略)
(新設)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第一百三十六条 第九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二(第一項及び第二項を除く)から第四十二条まで及び第六十六条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「**第三十一条**」とあるのは、「**第一百三十五条**」と、第二十条第二項中「**次条第一項**」とあるのは、「**第一百三十六条**において準用する**次条第一項**」と、第二十三条第二項中「**第二十一条第二項**」とあるのは、「**第一百三十六条**において準用する**第二十一条第二項**」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第一百五十六条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「**指定自立訓練(機能訓練)事業者**」といふ)が当該事業を行う事業所(以下「**指定自立訓練(機能訓練)事業所**」といふ)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

口 (略)

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とする。

二 (略)

(略)

2・3 (略)

4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5・8 (略)

(準用)

第一百六十二条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条及び第八十五条の二から第九十二条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「**第三十一条**」とあるのは、「**第一百六十二条**において準用する**第八十九条**」と、第二十条第二項中「**次条第一項**」とあるのは、「**第一百五十九条第一項**」と、第二十三条第二項中「**第二十一条**

第二項とあるのは「第一百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百六十二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第六十二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百六十二条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第一百六十二条」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第一百六十二条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百六十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第一百六十二条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第一百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第一百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三条）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。又は介護医療院（同条第二十九条に規定する介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第一百六十三条第二号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第一百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第一百六十二条の四・第一百六十二条の五（略）

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第一百六十三条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第一百六十三条の三に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第二百十九条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）といふ。）の事業を行ふ者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対しても指定通所介護等をすること。

（新設）

第二項とあるのは「第一百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百六十二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第六十二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百六十二条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第一百六十二条」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第一百六十二条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百六十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第一百六十二条の三・第一百六十二条の四（略）

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第一百六十三条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百十九条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）といふ。）の事業を行ふ者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対しても指定通所介護等をすること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所とし
て必要とされる数以上であること。

四 (略)

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準)

(新設)

第一百六十三条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に對して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」といふ。）に關して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行つ事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

イ 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

ロ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対しても適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第一百七十二条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第八十五条の二から第九十二条まで、第一百六十条及び第一百十一条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第一条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第一百七十二条において準用する第八十九条」と、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第一百七十二条において準用する第八十九条」と、第

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を利用する者の数を指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を利用する者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(準用)

第一百七十二条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第八十五条の二から第九十二条まで、第一百六十条及び第一百十一条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第一条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第一百七十二条において準用する第八十九条」と、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第一百七十二条において準用する第八十九条」と、第

二十二条第三項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは、第百七十七条第一項から第四項までと、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは、「第百七十条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第百七十二条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは、「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは、「第百七十七条において準用する前条」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは、「第百七十七条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは、「第百七十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

準用

第一百八十四条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の一、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第九十二条まで、第一百五十九条、第一百六十条及び第一百七十条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第一百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第一百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百八十四条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第一百八十四条第一項」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百八十四条において準用する前条」と、第一百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第二百一一条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十

訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第二百二十一

第一百八十四条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第三十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十四条、第八十五条、第八十六條から第九十二条まで、第一百五十九条、第一百六十条及び第一百七十条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第一百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第一百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百八十四条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第一百八十四条」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百八十四条において準用する前条」と、第一百七十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」が、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第二百一条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条规定から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十四条、第八十六条から第九十二条まで、第一百五十九条、第一百六十条及び第一百九十三条から第一百九十五条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中

(実施主体)

第二百六条の七 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(従業者の員数)

第二百六条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 （略）

二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が六十以下 一以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が三十以下 一以上

(2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 | 2 （略）

指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準）（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 | 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなす

（新設）

2 （略）

(実施主体)

第二百六条の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

第二百六条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 （略）

二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

5 | 6 （略）

3 | 4 |

第二百六条の十七 削除

(実施主体)

(定期的な訪問等による支援)

第二百六条の十八 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、
又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第二百六条の二十 第九条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十六条、第二百六十条、第二百六十二条の十及び第二百六条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する第二百六条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の二十において準用する次条第一項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の二十において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第二百七条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものなければならない。

(設備)

第二百十条 (略)

2・3 (略)

4 共同生活住居は、その入居定員を三人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合には、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。第二百十条の七、第二百十三条の六及び第二百十三条の十において同じ。）が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。

(実施主体)

(定期的な訪問による支援)

第二百六条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第二百六条の二十 第九条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十六条、第二百六十条、第二百六十二条の十及び第二百六条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する第二百六条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の二十において準用する次条第一項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「自立生活援助計画」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第二百七条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(設備)

第二百十条 (略)

2・3 (略)

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合には、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。

(入退居)

第二百十条の二 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第二百十条の五 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第二百十条の六 (略)

2 | サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第二百十条の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 | 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百十三条の十において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

3 | 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 | 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 | 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(協力医療機関等)

第二百十二条の四 (略)

3 | 2 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

(入退居)

第二百十二条の二 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第二百十二条の五 (略)

2 (略)

(新設)

(サービス管理責任者の責務)

第二百十二条の六 (略)

(新設)

第二百十二条の七 (略)

(新設)

(新設)

(協力医療機関等)

第二百十二条の四 (略)

(新設)

41

指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(準用)

第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十五条、第八十八条、第九十条、第九十二条及び第一百七十条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十一条の三」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十一条の三」と、第二十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十一条の三」と、第二十三条第二項中「第二百十一条の四第二項」とあるのは「第二百十一条の四第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十一条の三」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十一条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二百十一条の四第二項」とあるのは「第二百十一条の四第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十一条の三」と、第二十三条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十一条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十一条の二第一項」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百十一条」と、第九十二条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同項第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十一条の二第一項」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百十一条」と、第二十三条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十一条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十一条の二第一項」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百十一条」と、第九十二条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同項第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第二百十三条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対する、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排泄、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百十三条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排泄、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を行うものでなければならない。

(新設)

(準用)

第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十五条、第八十八条、第九十条、第九十二条及び第一百七十条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十一条の三」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十一条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二百十一条の四第二項」とあるのは「第二百十一条の四第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十一条の三」と、第二十三条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十一条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十一条の二第一項」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百十一条」と、第九十二条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同項第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第二百十三条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対する、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排泄、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百十三条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排泄、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものでなければならない。

(地域との連携等)**第二百十三条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。**

2 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ければなければならない。

3 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 | 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

7 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第二百十三条の十一 第九条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十五条、第八十八条、第九十条、第九十二条、第七十条の二、第二百十条の二から第二百十条の六まで及び第二百十一条の三から第二百十二条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十三条の十一」において準用する第二百十一条の三」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十三条の十一」において準用する第二百十条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十二条」とあるのは「第二百十三条の十一」において準用する第二百十条の四第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条の十一において読み替えて準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第一号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する第五十三条の二第二項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条の十一において読み替えて準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百十三条の十二」と、第九十二条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百**(協議の場の設置等)****第二百十三条の十一 (新設)**

2 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

3 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（新設）

（新設）

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第二百十三条の十一 第九条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十五条、第八十八条、第九十条、第九十二条、第七十条の二、第二百十条の二から第二百十条の六まで及び第二百十一条の三から第二百十二条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十三条の十一」において準用する第二百十一条の三」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十三条の十一」において準用する第二百十条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十二条」とあるのは「第二百十三条の十一」において準用する第二百十条の四第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条の十一において読み替えて準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条の十一において読み替えて準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第五十三条の二第二項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条の十一において読み替えて準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百十三条の十二」と、第九十二条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百

において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力医療機関」と、第二百七十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日常生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日常生活サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第二百十三条の十二 第一節から第四節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百十三条の二十二において読み替えて準用する第五十八条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第二百十三条の十四第一項において「基本本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百十三条の十三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第二百十三条の二十二 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十五条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十五条、第八十八条、第九十条、第九十二条、第一百十条の二、第一百十二条の二から第二百十条の七まで、第一百十二条、第一百二十一条、第二百十二条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する第二百十条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第三項」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する第二百十条の四第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第二項」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条の二第一項」

十三条の十一において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力医療機関」と、第二百七十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日常生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日常生活サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第二百十三条の十二 第一節から第四節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百十三条の二十二において読み替えて準用する第五十八条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百十三条の十四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百十三条の十三 外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第二百十三条の二十二 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十五条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十五条、第八十八条、第九十条、第九十二条、第一百十条の二、第一百十二条の二から第二百十条の七まで、第一百十二条、第一百二十一条、第二百十二条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する第二百十条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第三項」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する第二百十条の四第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条の二第一項」

て準用する第五十三条の「第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条の二十二において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百十三条の二十二」と、第九十二条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百十一条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第二百十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項、第一百五十六条第六項及び第七項、第一百六十六条第六項、第一百七十五条第四項並びに第一百八十六条第四項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

第二百十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項、第一百五十六条第六項及び第七項、第一百六十六条第六項及び第七項、第一百七十五条第四項並びに第一百八十六条第四項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的にを行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十八条第一項第三号及び第七十九条第一項第二号及び第八項、第一百五十六条第一項第三号及び第七項、第一百六十六条第一項第三号及び第七項、第一百七十五条第一項第三号及び第五項（これらの規定を第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数を、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(従業者の員数)

第二百二十条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一・二 （略）

(従業者の員数)

第二百二十条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、一以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

四〇六（略）

2 前項第三号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者にこれらの方に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4（略）

（管理者）

第二百二十一條 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十一条、第八十六条から第八十八条まで、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十条から第九十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条规定第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百二十三条规定第二項において準用する第八十二条第二項及び第三項、第二百二十三条规定第三項及び第五项において準用する第一百五十九条规定第二項及び第三項並びに第二百二十三条规定第四項において準用する第一百七十条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条规定第二項において準用する第一百五十九条规定第二項及び第三項並びに第二百二十三条规定第四項において準用する第一百七十条第二項」と、第三十六条规定第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行なう者等」と、第四十一条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二十三条规定第一項において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条第一項」とあるのは「第二百二十三条规定第一項において準用する第五十八条第一項」と、「療養介護計画」とある

三 理学療法士又は作業療法士、一以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

四〇六（略）

2 前項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4（略）

（管理者）

第二百二十三条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十一条、第八十六条から第八十八条まで、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十条から第九十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条规定第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百二十三条规定第二項において準用する第八十二条第二項及び第三項、第二百二十三条规定第三項及び第五项において準用する第一百五十九条规定第二項及び第三項並びに第二百二十三条规定第四項において準用する第一百七十条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条规定第二項において準用する第一百五十九条规定第二項及び第三項並びに第二百二十三条规定第四項において準用する第一百七十条第二項」と、第三十六条规定第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行なう者等」と、第四十一条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二十三条规定第一項において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条第一項」とあるのは「第二百二十三条规定第一項において準用する第五十八条第一項」と、「療養介護計画」とある

のは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2-5 (略)

(電磁的記録等)

第二百二十四条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この命令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第九十三条、第九十三条の五、第一百三十六条、第一百六十二条、第一百六十二条の五、第一百七十一條、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十一、第二百六条の二十並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十条、第九十三条、第九十三条の五、第一百三十六条、第一百六十二条の四、第一百七十一條、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十一、第二百六条の二十並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十条、第九十三条、第九十三条の五、第一百三十六条、第一百六十二条の四、第一百七十一條、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十一、第二百六条の二十並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十六条（第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百二十三条、第二百三十三条の十一、第二百二十三条の二十二並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

附 則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第四条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第七十八条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計する数を合計した数以上とする。

一・二 (略)

2-5 (略)

(電磁的記録等)

第二百二十四条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この命令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第九十三条、第九十三条の五、第一百三十六条、第一百六十二条の四、第一百七十一條、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十一、第二百六条の二十並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十条、第九十三条、第九十三条の五、第一百三十六条、第一百六十二条の四、第一百七十一條、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十一、第二百六条の二十並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十条、第九十三条、第九十三条の五、第一百三十六条、第一百六十二条の四、第一百七十一條、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十一、第二百六条の二十並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十六条（第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百二十三条、第二百三十三条の十一、第二百二十三条の二十二並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

附 則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第四条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士・作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十八条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一・二 (略)

のは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2-5 (略)

(電磁的記録等)

第二百二十四条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この命令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第九十三条、第九十三条の五、第一百三十六条、第一百六十二条の四、第一百七十一條、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十一、第二百六条の二十並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十条、第九十三条、第九十三条の五、第一百三十六条、第一百六十二条の四、第一百七十一條、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十一、第二百六条の二十並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十条、第九十三条、第九十三条の五、第一百三十六条、第一百六十二条の四、第一百七十一條、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十一、第二百六条の二十並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十六条（第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百二十三条、第二百三十三条の十一、第二百二十三条の二十二並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

附 則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第四条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士・作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十八条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一・二 (略)

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第十条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百十三条又は第二百三十三条の二十二において準用する第五十八条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第八条に定める期間内に附則第九条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第五項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人單位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第十八条の二 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

3 (略)

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

目次	改	正	後
第一章～第十章			
第一節 基本方針(第一百七十三条の二)			
第二節 人員に関する基準(第一百七十三条の三・第一百七十三条の四)			
第三節 設備に関する基準(第一百七十三条の五)			
第四節 運営に関する基準(第一百七十三条の六～第一百七十三条の九)			
第五節 第二十章			

附則
第十一章～第二十章

目次	改	正	前
第一章～第十章			
(新設)			
3 (略)			

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第十条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百十三条又は第二百三十三条の二十二において準用する第五十八条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第八条に定める期間内に附則第九条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人單位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第十八条の二 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

3 (略)

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百七十三条の三 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）

が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2 | 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 | 第一項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第一百七十三条の四 第五十一条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第一百七十三条の五 第八十一条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第一百七十三条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。

第二百十条、第二百十条の七、第二百十三条の六及び第二百十三条の十において同じ。）が認められる事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第一百七十三条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 | 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 | 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

41 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第一百七十三条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 | 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第一百七十三条の九 第九条から第二十条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条、第六十条、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条（第二項第一号を除く。）、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第九十二条まで、第五十九条及び第七十条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十三条の九において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十三条の九において準用する第八十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条」とあるのは「第七十三条の九において準用する第七十条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第七十三条の九において準用する第七十条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十五条第二項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第七十三条の九において準用する第七十条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第七十三条の九において準用する第七十条第二項」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第七十三条の九」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第七十三条の九において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第七十三条の九において準用する前条」と、第七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

(就労選択支援に関する情報提供)

第一百八十三条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行ふものとする。

(準用)

第一百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十六条から第八十八条まで、第九十条から第九十二条まで、第五十九条及び第六十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあ

(新設)

(準用)

第一百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十六条から第八十八条まで、第九十条から第九十二条まで、第五十九条及び第六十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあ

〔第三十一条〕とあるのは「第一百九十六条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第二百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」であるのは「第一百九十七条において準用する第二百五十九条第三項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第一百九十七条」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

準用)の「第百九十六条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十七条において準用する第百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百九十七条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第一号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第百九十七条」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第百九十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第二百二条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十四条、第八十六条から第九十二条まで、第一百五十九条、第一百六十条、第一百八十三条の二、第一百九十二条第六項及び第一百九十三条から第一百九十五条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第三百二条において準用する第八十九条」と、第二十条第三項中「次条第一項」とあるのは「第三百二条において準用する第一百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第一百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、「就労継続支援B型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百二条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百二条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百二条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第一百九十二条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第二百二条において準用する第八十九条」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第一百九十二条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第二百二条第一項の工賃」と、第一百九十三条第一項中「第一百九十七条」とあるのは「第二百二条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるもの

(準用)

第二百六条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条（第一項を除く。）、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十八条、第七十条、第七十四条、第七十五条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条から第九十二条まで、第一百五十九条（第一項を除く。）、第一百六十条、第一百八十三条の二、第一百九十二条第六項、第一百九十三条から第一百九十九

(準用)

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）の事業 放課後等デイサービス（同条第三項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(療養介護の取扱方針)

第十六条 (略)

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3 | 4 | (略)

(療養介護計画の作成等)

第十七条 (略)

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 | サービスマネジメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 | 5 | (略)

6 | サービスマネジメント責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する原案の内容について意見を求めるものとする。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）の事業 放課後等デイサービス（同条第三項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(療養介護の取扱方針)

第十六条 (略)

2 | 3 | (新設)

(略)

第十七条 (略)

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

(略)

5 | サービスマネジメント責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7	サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
8	サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。
9	10 (略)
11	第一項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。（サービス管理責任者の責務）
12	第十八条 (略)
13	14 サービス管理責任者は、業務を行うに当たつては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
15	16 (職員の配置の基準)
17	18 第三十九条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
19	20 一・一 (略)
21	22 三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第五章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
23	24 一 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とする。
25	26 (1) (3) (略)
27	28 口 (略)
29	30 ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行ふために必要な数とする。
31	32 二 (略)
33	34 四 (略)
35	36 2・3 (略)
37	38 4 第一項第三号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行ふ能力を有する看護士を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
39	40 (略)
41	42 5・8 (略)
43	44 6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
45	46 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
47	48 8 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。（サービス管理責任者の責務）
49	50 9・9 (略)
51	52 第十八条 (略)
53	54 第三十九条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。（新設）
55	56 一・二 (略)
57	58 三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第五章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
59	60 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とする。
61	62 (1) (3) (略)
63	64 口 (略)
65	66 ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行ふために必要な数とする。
67	68 二 (略)
69	70 四 (略)
71	72 2・3 (略)
73	74 4 第一項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行ふ能力を有する看護士その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(職員の配置の基準)

第五十二条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」といいう。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

口 (略)

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

一以上とする。

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第五十四条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十二条の二に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第五十五条

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十四条の二から第四十九条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは、「第五十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第三十二条第二項」と、「次条第一項」とあるのは、「第五十五条において準用する第三十二条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第三十二条第二項」と、「次条第一項」とあるのは、「第五十五条において準用する第三十二条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、「六月」とあるのは、「三月」と、「第十八条中「前条」とあるのは、「第五十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条及び第四十四条の二から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」

(準用)

(職員の配置の基準)

第五十二条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」といいう。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

口 (略)

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

一以上とする。

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第五十四条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十四条第一項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第五十五条

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条及び第四十四条の二から第四十九条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは、「第五十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、「六月」とあるのは、「三月」と、「第十八条中「前条」とあるのは、「第五十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条及び第四十四条の二から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」

とあるのは「第六十一条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十二条第二項」と、同項第三号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十二条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十二条第二項」と、第六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条において準用する第六十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十一条において準用する前条」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練について十人以上」と読み替えるものとする。

(規模)

第六十二条の二 就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業者」という。）は、十人以上の人員を利用させることができるものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第六十四条 就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一〇四 (略)
256 (準用)

第七十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十条、第四十二条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十四条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第三十二条第二項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第八十九条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労

とあるのは「第六十一条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十二条第二項」と、第六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条において準用する第六十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「宿泊型自立訓練（生活訓練）について十人以上」と読み替えるものとする。

(新設)

第六十四条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一〇四 (略)
256 (準用)

第七十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第三十二条第二項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第八号中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第八十九条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）、就労継続支援事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労

「継続支援B型事業所」という。(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型)による指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。)第四条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行なう事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が二十人以上ある場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

一・三 (略)

2・4 (略)

附則

(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

一・二 (略)

2 (略)

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

目次	改	正	後
第一章～第五章 (略)			
第五章の二 就労選択支援 (第六十一条の二～第六十一条の八)			
第六章～第十章 (略)			
附則			

(趣旨)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第八十条第二項の主務省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び第五十八条第七項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条及び第五十八条第七項において「中核市」という。)にあっては、

目次	改	正	前
第一章～第五章 (略)			
(新設)			
第六章～第十章 (略)			
附則			

(趣旨)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第八十条第二項の主務省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び第五十八条第七項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条及び第五十八条第七項において「中核市」という。)にあっては、

目次	改	正	前
第一章～第五章 (略)			
(新設)			
第六章～第十章 (略)			
附則			

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

一・二 (略)

2 (略)

附則

(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第六条、第十二条(第三項を除く。)、第三十五条(第五十五条、第六十一条、第六十一条の八及び第七十条において準用する場合を含む。)、第三十九条(第三項を除く。)、第四十条第三項(第五十五条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第四十二条第五項、第五十二条、第三项(第五十五条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第五十三条第三項(第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第五十九条、第六十一条の四、第六十四条、第六十五条、第七十二条(第八十八条において準用する場合を含む。)、第七十五条(第八十八条において準用する場合を含む。)及び第九十条の規定による基準

二 (略)

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十一条第五項、第二十五条の二(第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第二十七第二項、第二十八条(第五十条、第五十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第二十七条第二項、第二十八条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第二十九条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第三十二条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第三十三条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第三十四条(第六十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第四十二条第六項、第四十四条(第六十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第四十二条第二項(第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第四十八条第二項(第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第五十三条第四項(第六十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第五十三条第五項(第六十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)及び第六十一条の五、第七十七条、第七十八条、第八十条及び第八十七条の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十条、第十二条第三項、第三十七条(第五十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第三十九条第三項、第四十条第二項(第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第五十七条、第六十一条の三、第六十二条の二、第七十三条、第七十六条第三項(第八十八条において準用する場合を含む。)及び第八十九条の規定による基準

五 (略)

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 障害福祉サービス事業を行いう者 (以下「**障害福祉サービス事業者**」といふ。)(次章から第五章まで及び第六章から第八章までに掲げる事業を行いうものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「**個別支援計画**」といふ。)を作成し、これに基づき利用者に対し障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第六条、第十二条(第三項を除く。)、第三十五条(第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第三十九条(第三項を除く。)、第四十条第三項(第五十五条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第五十二条、第三项(第五十五条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第五十九条、第六十一条の四、第六十四条、第六十五条、第七十二条(第八十八条において準用する場合を含む。)、第七十五条(第八十八条において準用する場合を含む。)及び第七十六条第三項(第五十五条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第五十三条第五項(第六十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)及び第六十一条の五、第七十七条、第七十八条、第八十条及び第八十七条の規定による基準

二 (略)

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十一条第五項、第二十五条の二(第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第二十七第二項、第二十八条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第二十九条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第三十二条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第三十三条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第三十四条(第六十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第四十二条第六項、第四十四条(第六十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第四十二条第二項(第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第四十八条第二項(第五十五条、第六十一条、第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第五十三条第四項(第六十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第五十三条第五項(第六十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)及び第六十一条の五、第七十七条、第七十八条、第八十条及び第八十七条の規定による基準

二 (略)

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十条、第十二条第三項、第三十七条(第五十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第三十九条第三項、第四十条第二項(第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。)、第五十七条、第六十一条の二、第七十三条、第七十六条第二項(第八十八条において準用する場合を含む。)及び第八十七条の規定による基準

五 (略)

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 障害福祉サービス事業を行いう者 (以下「**障害福祉サービス事業者**」といふ。)(次章から第八章までに掲げる事業を行いうものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「**個別支援計画**」といふ。)を作成し、これに基づき利用者に対し障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

第五章の二 就労選択支援

(新設)

(基本方針)

第六十一条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第六十一条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができるものでなければならぬ。

(職員の配置の基準)

第六十一条の四 就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2 | 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 | 第一項に規定する就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第六十一条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第六十一条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 | 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 | 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 | 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十一条の七 就労選択支援事業者は、アセスマントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 | 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第六十一条の八 第八条、第九条（第二項第一号を除く。）、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条、第四十四条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条の八において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十一条の八において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条の八において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

(就労選択支援に関する情報提供)

第六十九条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)

第八十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条及び第六十九条の二の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十八条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条、第六十九条の二、第七十二条、第七十四条から第七十六条から第七十六条まで及び第八十一条から第八十三までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十八条に

(新設)

第八十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十八条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条、第七十二条、第七十四条から第七十六条まで及び第八十一条から第八十三までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十八条に

は「第八十八条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十条第二項」と、同項第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

附 則

(規模に関する経過措置等)

第五条 (略)

2 法第五条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第三十七条(第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。)及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の適用については「離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域」とする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)の一部を次の表のように改定する。

(傍線部分は改正部分)

		改	正	後
第二条	(略)			
2 5 2 5 (略)	6 指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにして、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生ができるよう、地域社会への参加や包摵の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならない。			
7 9 (略) (従業者)				

第五条 (略)

2 法第五条第二十二項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第三十七条(第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。)及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の適用については、「離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域」とする。

第五条 (傍線部分は改正部分)

おいて準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、同項第三号中「第三十三条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十三条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、同項第三号中「第三十三条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十三条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、同項第三号中「第三十三条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十三条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、同項第三号中「第三十三条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十三条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、同項第三号中「第三十三条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十三条第二項」と、同項第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

附 則

(規模に関する経過措置等)

第五条 (略)

2 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数(当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定障害

2 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数(当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定障害
2 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数(当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定障害

2 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数(当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定障害
2 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数(当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定障害

児相談支援基準」という。)第一条第九号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援(指定障害児相談支援基準第一条第十号に規定する指定障害児相談支援をいう。以下この項及び第四項において同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援基準第一条第八号に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。)の数の合計数)が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

4 | 3
(略)

指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定特定相談支援事業所に相談支援員(専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であつて社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。)を置くことができる。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定障害児相談支援若しくは指定地域相談支援の事業を行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第二百六条の十三に規定する指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。

一 当該指定特定相談支援事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八〇号)第一号イから二までに掲げる基準のいずれかに適合すること。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成二十九年厚生労働省告示第百五十五号)に該当する者(当該指定に係る特定相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。)により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。

5 | 前項の規定により相談支援員を置く場合における第一条、第五十五条第一項第一号、第二項第一号から第九号まで及び第三項、第五十五条の二、第十八条、第二十条第一項から第三項まで、第二十三条第一項並びに第二十六条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは、「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替えるものとする。

(指定計画相談支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定計画相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 (略)
二 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。

三 (略)
2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。

3
(新設)
(略)

児相談支援基準」という。)第一条第九号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援(指定障害児相談支援基準第一条第十号に規定する指定障害児相談支援をいう。以下この項において同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援基準第一条第八号に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。)の数の合計数)が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

2
(新設)
(略)

2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
一 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。

二・四 (略)

五 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行わなければならない。

六 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

七・八 (略)

九 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間百八十日を超えないようにしなければならない。

十・十一 (略)

十二 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために利用者及び当該変更を行つたサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（次条、第二十二条第三項第一号及び第二十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。（以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるなければならない。

十三・十四 (略)

十三 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援（法第五十一条の十七第一項第二号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

二 (略)

三 前項第一号から第九号まで及び第十二号から第十四号までの規定は、第一号に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。

四・五 (略)

二・四 (略)

五 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下この項及び第三十条第二項第二号ロにおいて「アセスメント」という。）を行わなければならない。

六・七 (略)
(新設)

八 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に法第五条第八項に定める短期入所（以下「短期入所」という。）を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間百八十日を超えないようにしなければならない。

九・十 (略)

十一 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行つたサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第二十二条第三項第一号及び第二十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。（以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

十二・十三 (略)

十三 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援（法第五十一条の十七第一項第二号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。次号及び第三十条第二項第二号ニにおいて「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

二 (略)

三 前項第一号から第八号まで及び第十一号から第十三号までの規定は、第一号に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。

四・五 (略)

(テレビ電話装置等の活用)

第十五条の二 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。

一 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働省告示第百七十六号(平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号)に定める地域に居住し、労働大臣が定める地域(平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号)に定める地域に居住しがつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。

二 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行つたこと。

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を次の表のように改正する。
(新設)
(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
(定義)			
第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。			
一 (略)			
二 サービス等利用計画案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第五条第二十三項に規定するサービス等利用計画案をいう。			
三 サービス等利用計画 法第五条第二十三項に規定するサービス等利用計画をいう。			
四 (略)			
(指定計画相談支援の具体的取扱方針)			
第十五条 (略)			
2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。			
一〇七 (略)			
八 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供するまでの留意事項、法第五条第二十四項に規定する主務省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しなければならない。			

3 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援（法第五十一条の十七第一項第二号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 （略）

二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第五条第二十四項に規定する主務省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

三～五 （略）

六 相談支援専門員は、利用者が現に指定就労移行支援（指定障害福祉サービス基準第百七十条に規定する指定就労移行支援をいう。以下同じ。）又は指定就労継続支援（指定障害福祉サービス基準第百八十五条に規定する指定就労継続支援をいう。以下同じ。）を利用する場合であつて、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、指定就労移行支援の事業を行なう者又は指定就労継続支援の事業を行なう者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

七 相談支援専門員は、利用者が指定就労選択支援（指定障害福祉サービス基準第百七十三条の二に規定する指定就労選択支援をいう。以下同じ。）を利用している場合には、法第五条第十三項の評価及び同項の整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、指定就労選択支援の事業を行なう者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第七条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第二百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十条の七（新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二百十三条の十の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準第二百十条の七第二項及び第三項並びに第二百十三条の十第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは、「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準第二百十条の七第四項及び第二百十三条の十第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援（法第五十一条の十七第一項第二号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 （略）

二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第五条第二十三項に規定する主務省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

三～五 （略）

（新設）

（新設）

○厚生労働省令第十七号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十四条第三項、第五十一条の二十三第一項及び第二項並びに第八十四条第二項並びに社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)第一条第三号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第一条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

(令第一号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)		
改	正	後

(令第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)		
改	正	前

(令第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)		
改	正	後

(令第四号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)		
改	正	後

(令第五号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)		
改	正	後

(令第六号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)		
改	正	後

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する)
第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する。

(趣旨)		
改	正	後

(趣旨)		
改	正	前

(傍線部分は改正部分)

(趣旨)		
改	正	後

(趣旨)		
改	正	後

(趣旨)		
改	正	後

厚生労働大臣 武見 敬三

二 (略)

三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第七条、第九条、第二十四条の二、第二十四条の三、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十二条の二、第四十五条第二項、第四十八条、第四十九条第二項、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十四条及び第五十四条の二の規定による基準

四 (略)

(指定障害者支援施設等の一般原則)

第三条 (略)

4 | 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十三条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿つて地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 | 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行なう者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

(従業者の員数)

第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(-) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ) (ロ) (略)

(2) (略)

(三) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行う該訓練を行うために必要な数とする。

(四) (略)

二 (略)

(指定障害者支援施設等の一般原則)

第三条 (略)

2 | 指定障害者支援施設等の新設

(新設)

第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(-) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ) (ロ) (略)

(2) (略)

(三) 理学療法士、作業療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) (略)

ハイ(2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保する事が困難な場合には、これらの者に代えらるる者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

二・ホ (略)

二 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。

(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。

二・ホ (略)

ハ イ(1)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

二・ヘ (略)

二・六 (略)

口 (略)

2 (施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十二条 (略)

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十三条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第二十四条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 (略)

ハイ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保する事が困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

二・ホ (略)

二 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。

(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。

二・ホ (略)

ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保する事が困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

二・六 (略)

口 (略)

2 (施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十二条 (略)

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十三条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 (略)

3 | 4 |

- 6 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 7 | サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 8 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対しても、指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援を行う。）を行った者に交付しなければならない。
- 9 | 10 | (略)
- 11 | 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。
- 12 | **第二十四条** (略)
(サービス管理責任者の責務)
- 13 | サービス管理責任者は、業務を行つては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
- 14 | (地域との連携等)
- 15 | **第二十四条の二** 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならぬ。
- 16 | 17 | 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たつては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
- 18 | 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に二回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。
- 19 | 20 | 指定障害者支援施設等は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 21 | 22 | 前三項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）が定めるものを講じている場合には、適用しない。

- 5 | 6 | サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 | 9 | (略)
- 10 | 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。
- 11 | **第二十四条** (略)
(サービス管理責任者の責務)
- 12 | サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 13 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

(新設)

第二十四条の三 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十三条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第四十六条 (略)

3 2 (略)

3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第一種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。）次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第一種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(苦情解決)

第五十二条 (略)

2 3 (略)

4 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一條第二項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては、指定都市の市長）が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又はするとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 5 7 (略)

(地域との連携等)

第五十三条 指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を用いる等の地域との交流に努めなければならない。

第五十三条规定 削除

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)
第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後		改	正	前
(趣旨)				(趣旨)			
第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第八十四条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。				第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第八十四条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。			
一・二 (略)				一・二 (略)			
第二条 (略)				第二条 (略)			
2・3 (略)				2・3 (略)			
第三条 (略)				第三条 (略)			
4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認することとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿つて地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。				4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認することとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿つて地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。			
5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。				5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。			
2 (略)				2 (略)			
第四条 (構造設備)				第四条 (構造設備)			
2 (略)				2 (略)			
3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。第十九条の二において同じ。)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係るの建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることをは準耐火建築物とすることを要しない。				3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とする)ことを要しない。			
一・三 (略)				一・三 (略)			

(職員の配置の基準)

第十一條 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

二 生活介護を行う場合
一 (略)

イ 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(2) (1) (略)
(2) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(+) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) (1) (略)
(2) (1) (略)
(2) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
(+) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) (1) (略)
(2) (1) (略)
(2) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(+) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) (1) (略)
(2) (1) (略)
(2) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(+) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) (1) (略)
(2) (1) (略)
(2) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(+) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

三 口 (略)

イ (2) の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

二・ホ (略)

三 自立訓練 (機能訓練) を行う場合

イ 自立訓練 (機能訓練) を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(+) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(2) (略)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

ハ (1) の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

二・ヘ (略)

四・七 (略)

二・四 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第十七条 (略)

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者的意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(職員の配置の基準)

第十一條 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

二 生活介護を行う場合
一 (略)

イ 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(2) (1) (略)
(2) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(+) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) (1) (略)
(2) (1) (略)
(2) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(+) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) (1) (略)
(2) (1) (略)
(2) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(+) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) (1) (略)
(2) (1) (略)
(2) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(+) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) (1) (略)
(2) (1) (略)
(2) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(+) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) (1) (略)
(2) (1) (略)
(2) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(+) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

三 口 (略)

イ (2) の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

二・ホ (略)

三 自立訓練 (機能訓練) を行う場合

イ 自立訓練 (機能訓練) を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(+) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

ハ (1) の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

二・ヘ (略)

四・七 (略)

二・四 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第十七条 (略)

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者的意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第十九条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 | 5 | (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。）

7 サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対する指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

9 | 10 |

11 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第十九条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第十九条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図らなければならない。

2 | 住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

5 | 3 | 4 | 1 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 | サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

10 | 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第十九条 (略)

2 | サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

(新設)

において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

- 3 | 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 | 障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 5 | 前二項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

- 第十九条の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 | 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第十八条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

- 3 | 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第三十八条 (略)

(略)

- 3 | 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 | 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならぬ。

第四十二条 削除

(地域との連携等)

第四十二条 (新設)

(協力医療機関等)

第三十八条 (略)

(略)

- 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自發的な活動等との連携及び協力をう等の地域との交流に努めなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)
第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改	正	後
				前

(指定地域移行支援の具体的な取扱方針)

第十九条 指定地域移行支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一・三 (略)

四 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。

五 (略)

(地域移行支援計画の作成等)

第二十条 (略)

2 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条及び第四十二条において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議(地域移行支援計画の作成に当たり、利用者及び当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(第三十条第三項第一号及び第三十六条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うこと)ができるものとするものとする。第三十二条第三項において同じ。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。

7 (略)

8 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者に交付しなければならない。

9 (略)

(指定地域移行支援の具体的な取扱方針)

第十九条 指定地域移行支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一・三 (略)

四 (新設)

(地域移行支援計画の作成等)

第二十条 (略)

2 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条及び第四十二条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

3・4 (略)

5 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議(地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(第三十条第三項第一号及び第三十六条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うこと)ができるものとする。第三十二条第三項において同じ。)を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。

6 (略)

7 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しなければならない。

8 第二項から第七項までの規定は、前項に規定する地域移行支援計画の変更について準用する。

(指定地域定着支援の具体的取扱方針)

第四十一条 指定地域定着支援の方針は、第三十九条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一〇三 (略)

四 | 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。

五 | (略)

(地域定着支援台帳の作成等)

第四十二条 (略)

2 | 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行わなければならない。

3 | (略)

4 | 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

5 | (略)

6 | 第二項から第四項までの規定は、前項に規定する地域定着支援台帳の変更について準用する。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（次項において「新指定障害者支援施設基準」という。）第二十四条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければならない」とする。

3 | この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（次項において「新障害者支援施設基準」という。）第十九条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければならない」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければならない」とする。

4 | この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新障害者支援施設基準第十九条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければならない」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければならない」とする。

(指定地域定着支援の具体的取扱方針)

第四十一条 指定地域定着支援の方針は、第三十九条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一〇三 (略)

四 | (略)

(地域定着支援台帳の作成等)

第四十二条 (略)

2 | 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行わなければならない。

3 | (略)

4 | (略)
5 | 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する地域定着支援台帳の変更について準用する。

○内閣府令第五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六条の二の二第三項、第二十一条の五の四第二項、同法第二十一条の五の十五第一項、同法第二十一条の五の十五第一項、同法第二十一
条の五の十七第二項並びに第二十二条の五の十九第三項、同法第二十四条の十二第三項、同法第二十四条の二十九第四項において準用する同法第二十四条の九第一項、同法第二十四条の十二第三項、同法第二十四条の二十九第四項において準用する同法第二十四条の二十八第一項、同法第二十四条の三十一第一項及び第二項並びに第四十五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人
員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改	正	後
目次	目次	目次
〔第一章・第二章 略〕	〔第一章・第二章 同上〕	〔第一章・第二章 同上〕
第三章 削除	第三章 医療型児童発達支援	第三章 医療型児童発達支援
〔第四章～第八章 略〕	〔第四章～第八章 同上〕	〔第四章～第八章 同上〕
附則	附則	附則
〔趣旨〕	〔趣旨〕	〔趣旨〕

改	正	前
目次	目次	目次
〔第一章・第二章 略〕	〔第一章・第二章 同上〕	〔第一章・第二章 同上〕
第三章 削除	第三章 医療型児童発達支援	第三章 医療型児童発達支援
〔第四章～第八章 略〕	〔第四章～第八章 同上〕	〔第四章～第八章 同上〕
附則	附則	附則
〔趣旨〕	〔趣旨〕	〔趣旨〕

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項、第二十二条の五の十七第二項及び第二十三条の五の十九第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
〔一～七 略〕

八 法第二十一条の五の十九第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第六条、第七条（第六十七条、第七十二条の九及び第七十四条において準用する場合を含む。）、第八条第二項（第六十七条ににおいて準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第七十一条、第七十二条の十四及び第七十三条において準用する場合を含む。）、第六十六条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第六十六条规定 第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第七十条並びに附則第三条の規定による基準

九 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第一項（発達支援室及び遊戯室に係る部分に限る。）、第二項（病室に係る部分に限る。）並びに第三項第一号口及び第二号の規定による基準

十 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条（第七十二条、第七十三条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第七十二条、第七十三条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二（第七十二条、第七十三条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十二条、第七十三条の六、第七十二条の十四及び第七十三条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十二条、第七十三条の六、第七十二条の十四及び第七十三条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十二条、第七十三条の六、第七十二条の十四及び第七十三条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第七十条並びに附則第二条（置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。）及び第三条の規定による基準

九 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条第一項（指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。）並びに第二項第一号口及び第二号並びに第五十八条第一項第一号（病室に係る部分に限る。）の規定による基準

十 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条（第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第六十四条、第七十二条、第七十三条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二（第六十四条、第七十二条、第七十三条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二（第六十四条、第七十二条、第七十三条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十二条、第七十三条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十二条、第七十三条の六、第七十二条の十四及び第七十三条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第七十条並びに附則第二条（置くべき従業者及びその員数に限る。）及び第三条の規定による基準

において準用する場合を含む。)、第四十条の三第二項(第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十二条の二及び第七十二条の六において準用する場合を含む。)、第四十二条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十三条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十四条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十六条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十八条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十九条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第五十条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第五十一条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第五十二条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)の規定による基準

十一 法第二十二条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について、都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十一条、第六十九条及び第八十二条の規定による基準

十二 【略】

(定義)

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 通所給付決定保護者 法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。

二 指定障害児通所支援事業者 法第二十二条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。

〔三～九 略〕

十 法定代理受領 法第二十二条の五の七第十一項(法第二十二条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十二条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。

〔十一・一二 略〕

十三 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第七十二条の七に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第七十七条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準第百八十五条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を行つて事業所を除く。)のことをいう。

十二条、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十条の三第二項(第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十二条の二及び第七十二条の六において準用する場合を含む。)、第四十二条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十三条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十四条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十六条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十八条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十九条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第五十条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第五十一条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第五十二条(第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)の規定による基準

十一 法第二十二条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について、都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十一条、第五十九条、第六十九条及び第八十二条の規定による基準

十二 【同上】

(定義)

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 通所給付決定保護者 法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。

二 指定障害児通所支援事業者等 法第二十二条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。

〔三～九 同上〕

十 法定代理受領 法第二十二条の五の七第十一項(法第二十二条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十二条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

〔十一・一二 同上〕

十三 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第七十二条の七に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第七十七条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準第百八十五条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を行つて事業所を除く。)のことをいう。

(指定障害児通所支援事業者の一般原則)

第三条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十七条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を得て、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

第六条 **〔略〕****〔略〕**

3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならぬ。

4 第二項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
〔項を削る。〕

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十七条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を得て、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第六条 **〔同上〕****2 〔同上〕****〔項を加える。〕**

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前二項の規定にかかるべく、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上
二 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行ふために必要な数

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常に受けられることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

〔項を削る。〕

5|| 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6|| 第一項第二号イ及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

7|| 第一項（第一号を除く。）、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

8|| 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

9|| 前二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備)

第九条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 【略】

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

5|| 第二項及び第三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならぬ。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 看護職員 一以上

二 機能訓練担当職員 一以上

6|| 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7|| 第一項第二号イ、第四項第一号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

8|| 第一項から第五項まで（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

〔項を加える。〕

9|| 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備)

第九条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 同上

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

〔項を加える。〕

3 第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、この限りでない。

一 発達支援室

二 【略】

【項を削る。】

一 指導練習室

二 【イ・ロ 同上】

【イ・ロ 同上】

4 第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第二項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第十一条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

【一】 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

【二】 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

【3～6 略】

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童

発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があつたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

一 指導練習室

二 【イ・ロ 同上】

【イ・ロ 同上】

4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第十一条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

【号を加える。】
【号を加える。】

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童

発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があつたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十六条【略】

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

4||3||【略】

4||3|| 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

6||5||【略】

6||5|| 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者にによる評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

7||【一〇七】

7|| 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第二十六条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第二十七条【略】

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十六条【同上】

【項を加える。】

2||【同上】

【項を加える。】

4||3||【同上】

4||3|| 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

5||【一〇七】

5|| 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

【条を加える。】

【条を加える。】

(児童発達支援計画の作成等)

第二十七条【同上】

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 【略】

3 【同上】

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクリージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 [略]
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければならない。
- 8 [略]
- （児童発達支援管理責任者の責務）
- 第二十八条 [略]
- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。
- （支援）
- 第三十条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて支援を行わなければならない。
- 2 [略]
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を支援に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。
- （通所給付決定保護者に関する市町村への通知）
- 第三十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 [同上]
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 [同上]
- （児童発達支援管理責任者の責務）
- 第二十八条 [同上]
- 2 [項を加える。]
- （指導、訓練等）
- 第三十条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて指導、訓練等を行わなければならない。
- 2 [同上]
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。
- （通所給付決定保護者に関する市町村への通知）
- 第三十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第四十条の二 【略】

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関する通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 【略】

(協力医療機関)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 【略】

(設備)

第五十四条の七 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 【略】

(第三章)

削除

第五十五条から第六十四条まで

削除

(定員の遵守)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関する保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

第四十条の二 【同上】

2 【同上】

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関する保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 【同上】

(協力医療機関)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 【同上】

(設備)

第五十四条の七 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 【同上】

(第三章)

医療型児童発達支援

第五十五条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第五十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数

二 児童指導員 一以上

三 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) 一以上

四 看護職員 一以上

五 理学療法士又は作業療法士 一以上

六 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第一項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第五十七条 第七条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。
(準用)

第五十八条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。
(設備)

- 1 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
 - 2 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
 - 3 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第五十九条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。
(通所利用者負担額の受領)

第六十条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- 1 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- 2 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
 - 1 食事の提供に要する費用
 - 2 日用品費
 - 3 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別にこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第六十一条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第六十二条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第六十三条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員

五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する重要事項

十一 その他運営に関する重要事項

(情報の提供等)

第六十三条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第六十四条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)から第三十四条まで、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十七条まで、第四十九条から第五十二条まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第六十三条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第六十条」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十四条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。

第六十五条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるように、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(設備)

第六十六条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 【略】

(設備)

第六十七条の四 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保することもに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行なう場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 【略】

(従業者の員数)

第七十七条の八 【略】

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと

(情報の提供等)

第六十七条の四 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 【同上】

(設備)

第六十八条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 【同上】

(従業者の員数)

第七十七条の八 【同上】

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと

以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行なう業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援(その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行なう)及び当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3. 【略】

(準用)

第七十一条の十四 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第六項及び第七項を除く。)、第二十六条の二、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二、第四十条の三第一項、第四十一条から第四十二条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十一条の十三」と、第六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項、第二十七条及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十八条第一項中「行わなければならぬ」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項を除く。)、第二十六条の三、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二、第四十条の三第一項、第四十二条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第七十二条の十一から第七十二条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十三」と、第十六条中「いう。第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十二」と、第二十五条第二項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

3. 【同上】

(準用)

第七十九条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二、第四十条の三第一項、第四十二条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第六十三条の二及び第七十二条の十二から第七十二条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十二」と、第二十五条第二項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第七十九条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二、第四十条の三第一項、第四十二条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第六十三条の二及び第七十二条の十二から第七十二条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十三」と、第十六条中「いう。第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十二」と、第二十五条第二項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第七十九条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二、第四十条の三第一項、第四十二条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第六十三条の二及び第七十二条の十二から第七十二条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十三」と、第十六条中「いう。第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十二」と、第二十五条第二項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第七十九条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二、第四十条の三第一項、第四十二条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第六十三条の二及び第七十二条の十二から第七十二条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十三」と、第十六条中「いう。第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条において準用する第七十二条の十二」と、第二十五条第二項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

ンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第八十条 多機能型事業所（この府令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第五条第一項から第三項まで及び第五項、第六条（第四項及び第五項を除く。）、第六十六条第一項から第三項まで及び第五項、第七十一条の八第一項並びに第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援事業所」と、「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第六項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第七項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第八項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と、第六十六条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」といって「指定放課後等デイサービス事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等デイサービス」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービス」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定通所支援」と、第七十三条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」といって「訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

(利用定員に関する特例)

第八十二条 多機能型事業所（この府令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第十一条及び第六十九条の規定にかかるらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全

ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができます。
2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この府令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十一条及び第六十九条の規定にかかるらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。

2 [略]

(利用定員に関する特例)

第八十二条 多機能型事業所（この府令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、

第十一條及び第六十九條の規定にかかるらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができます。
2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この府令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十一條及び第六十九條の規定にかかるらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。

[上]

(利用定員に関する特例)

第八十二条 多機能型事業所（この府令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、

第十一條、第五十九條及び第六十九條の規定にかかるらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができます。
2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この府令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十一條、第五十九條及び第六十九條の規定にかかるらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。

2 [上]

(利用定員に関する特例)

第八十二条 多機能型事業所（この府令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、

第十一條、第五十九條及び第六十九條の規定にかかるらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができます。
2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この府令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十一條、第五十九條及び第六十九條の規定にかかるらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十一
条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、
下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合
にあっては、第十一条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事
業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 [略]

(電磁的記録等)

第八十三条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するも
ののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、原本、副本、複本
その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体
物をいう。以下この条において同じ）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十
三条第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、
第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十七条（第五十四条
の五、第五十四条の九、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及
び第七十九条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書
面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては
認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ
れるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの
(以下「交付等」という。)のうち、この府令の規定において書面で行うことが規定されている
又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障
害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る
害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁
気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「児童福祉施設基準」という。)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標
記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規
定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

目次
〔第一章～第八章の二 略〕

第八章の三 児童発達支援センター（第六十二条～第六十七条）

第八章の四 削除

〔第九章～第十二章 略〕

附則

目次
〔第一章～第八章の二 同上〕

第八章の三 福祉型児童発達支援センター（第六十二条～第六十七条）

〔第九章～第十二章 同上〕

附則

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十一
条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、
下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合
にあっては、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を、当
該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 [同上]

(電磁的記録等)

第八十三条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するも
ののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、原本、副本、複本
その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体
物をいう。以下この条において同じ）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十
三条第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、
第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十七条（第五十四条
の五、第五十四条の九、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及
び第七十九条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書
面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては
認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ
れるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの
(以下「交付等」という。)のうち、この府令の規定において書面で行うことが規定されている
又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障
害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る
障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁
気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による情報処理の用に供さ
れるものをいう。)により行うことができる。

改

正

前

目次
〔第一章～第八章の二 同上〕

第八章の三 福祉型児童発達支援センター（第六十二条～第六十七条）

〔第九章～第十二章 同上〕

附則

(趣旨)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第二項（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第八十八条の六、第八十八条の七、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準

二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第二項（入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。）、第十九条第一号（寝室及び観察室に係る部分に限る。）、第二号及び第三号、第二十六条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六条第一号（母子室に係る部分に限る。）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。）及び第三号、第三十二条第一号（保育室及びほふく室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第三号、第二十条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六条第一号（母子室に係る部分に限る。）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。）及び第三号、第三十二条第一号（保育室及びほふく室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戲室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戲室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一号（居室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一号（居室に係る部分に限る。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戲室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戲室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一号（居室に係る部分に限る。）及び第七号（面積に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条第一号（発達支援室及び遊戯室に係る部分に限る。）、第二项（病室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）並びに第七十二条第一号（居室に係る部分に限る。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）（規定による基準）

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条の三、第六条の四、第九条、第九条の二、第九条の四、第十条第三項、第十二条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第四十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十二条第一項において準用する場合を含む。）

(趣旨)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第二項（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第八十八条の六、第八十八条の七、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準

二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第二項（入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。）、第十九条第一号（寝室及び観察室に係る部分に限る。）、第二号及び第三号、第二十条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六条第一号（母子室に係る部分に限る。）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。）及び第三号、第三十二条第一号（保育室及びほふく室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戲室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戲室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一号（居室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一号（居室に係る部分に限る。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戲室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戲室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一号（居室に係る部分に限る。）及び第七号（面積に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条第一号（発達支援室及び遊戯室に係る部分に限る。）、第二项（病室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十二条第一項において準用する場合を含む。）

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条の三、第六条の四、第九条、第九条の二、第九条の四、第十条第三項、第十二条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十二条第一項において準用する場合を含む。）

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

3 【略】

(最低基準の目的)

第二条 法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(設備の基準)

第四十八条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

「一・二 略」

三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

イ 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

ロ 洗室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

五 主として肢体不自由（法第六条の二の第二項に規定するものをいう。以下同じ。）のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

イ 支援室及び屋外遊戯場

ロ 【略】

(職員)

第四十九条 【略】

「2～13 略」

14 心理支援を行う必要があると認められる児童五人以上に心理支援を行った場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第五十七条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。

二 【略】

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されると保障するものとする。

3 【同上】

(最低基準の目的)

第二条 法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(設備の基準)

第四十八条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

「一・二 同上」

三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

ロ 洗室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

イ 訓練室及び屋外訓練場

ロ 【同上】

(職員)

第四十九条 【同上】

「2～13 同上」

14 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行った場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第五十七条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

二 【同上】

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

四 【略】

(職員)

第五十八条 条 [略]

〔2～5 略〕

6 主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。

7 【略】

第八章の三 児童発達支援センター

(設備の基準)

第六十二条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。
〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

2|| 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3|| 第一項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 発達支援室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

四 【同上】

(職員)

第五十八条 条 [同上]

〔2～5 同上〕

6 主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

7 【同上】

第八章の三 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第六十二条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

二 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

三 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

四 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

五 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。

六 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(職員)

第六十三条

児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童発達支援センター）にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

〔一・二 略〕

三 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十一条）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に對し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

六 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十一条）第四十八条の三第一項に規定する特定行為（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に對し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

〔一・二 同上〕

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に對し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十一条）第四十八条の三第一項に規定する特定行為（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に對し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

〔項目を加える。〕

〔一・二 同上〕

三 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

〔項目を削る。〕

5 診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

〔項目を削る。〕

(職員)

第六十三条

福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター）を除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

〔一・二 同上〕

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に對し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十一条）第四十八条の三第一項に規定する特定行為（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に對し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

〔項目を加える。〕

〔一・二 同上〕

三 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

4 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

〔項目を削る。〕

5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第一項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

5 第八条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（生活指導及び計画の作成）

第六十四条 児童発達支援センターにおける生活指導及び児童発達支援センターの長の計画の作成については、第五十条第一項及び第五十二条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第六十五条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

第六十六条 削除

（心理学的及び精神医学的診査）

第六十七条 児童発達支援センターにおいて障害児に対しても行う心理学的及び精神医学的診査には、児童の福祉に有害な実験にわたつてはならない。

第八章の四 削除

第六十八条から第七十一条まで 削除

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。ただし、機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。

10 第八条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第六十九条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（生活指導及び計画の作成）

第六十四条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第五十条第一項及び第五十二条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第六十五条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明することともに、必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第六十六条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第六十七条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、心理学的及び精神医学的診査については、第五十五条の規定を準用する。

第八章の四 医療型児童発達支援センター

（設備の基準）

第六十八条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第六十九条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある医療型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならぬ。

2 第八条第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（入所した児童に対する健康診断）

第七十条 医療型児童発達支援センターにおいては、第十二条第一項に規定する入所時の健診を定期に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第七十一条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成については、第五十条第一項、第五十二条及び第六十五条の規定を準用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定障害児入所施設基準」という。）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていよいものには、これを加える。

改 正 後
改 正 前

（定義）

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

〔一四 略〕

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

〔一四 同上〕

第五条 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十一条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。

〔一四 同上〕

第五条 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十一条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。

〔一四 同上〕

第六条 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号（法第二十四条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

〔七十 略〕

〔七十 同上〕

十一 法定代理受領 法第二十四条の三第八項（法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第三項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が

十一 法定代理受領 法第二十四条の三第八項（法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が

支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項（法第二十四条の二十二第四項）の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第三条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）及び障害児（十五歳以上）の障害児に限る。が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 【略】

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 【略】

（従業者の員数）

第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないとができる。

1 【略】

二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）又は口に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 【略】

ロ 主として肢体不自由（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 一以上

【三・六 略】

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理担当職員を、職業指導を行ふ場合には職業指導員を置かなければならない。

3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 【略】

支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項（法第二十四条の二十二第四項）の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第三条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 【略】

3 【略】

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第四十六条において「障害福祉サービス」という。）を行ふ者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 【略】

（従業者の員数）

第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないとができる。

1 【略】

二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）又は口に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 【略】

ロ 主として肢体不自由（法第六条の二の二第三項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 一以上

【三・六 同上】

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行ふ必要があると認められる障害児五人以上に心理担当職員を、職業指導を行ふ場合には職業指導員を置かなければならない。

3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 【略】

第五条 [略] (設備)

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 「略」

二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

〔3・5 略〕

(指定入所支援の取扱方針)

第二十条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けられることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

〔4・5 略〕

(入所支援計画の作成等)

第二十一条 [略]

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じ、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

〔3・4 略〕

〔3・4 同上〕

第五条 [同上] (設備)

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 「同上」

二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

〔3・5 同上〕

(指定入所支援の取扱方針)

第二十条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔2・3 同上〕

(入所支援計画の作成等)

第二十一条 [同上]

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という)を行い、障害児の発達を支援する上で、適切な支援内容の検討をしなければならない。

〔3・4 同上〕

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という)を活用して行うことができるものとする)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

〔移行支援計画の作成等〕

第二十一条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項及び第三項の規定は、第四項について準用する。

6 前条第三項及び第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

〔児童発達支援管理責任者の責務〕**〔児童発達支援管理責任者の責務〕****〔第二十二条〕〔同上〕**

〔項を加える。〕

〔支援〕
2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

〔指導、訓練等〕**〔第二十五条〕指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて支援を行わなければならない。****〔略〕**

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

〔略〕

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時一人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

〔略〕

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

〔協力医療機関等〕**〔略〕**

3 〔2〕 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において單に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

〔項を加える。〕**〔第三十九条〕〔同上〕**

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

4| 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(利益供与等の禁止)

第四十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対價として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 | 略

(従業者の員数)

第五十二条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

【一・二】 略

三 心理支援を担当する職員 一以上(主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。)を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

【四・五】 略

【2～4】 略

(設備)

第五十三条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。

一 | 略

二 支援室及び浴室を有すること。
2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。

【一】 略

二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

【3～5】 略

備考 表中の「」記載は注記である。

(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(定義)

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害児支援利用計画案 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)

第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画案をいう。

【項を加える。】

(利益供与等の禁止)

第四十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対價として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 | 同上

(従業者の員数)

第五十二条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

【一・二】 同上

三 心理指導を担当する職員 一以上(主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。)を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

【四・五】 同上

(設備)

第五十三条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。

一 | 同上

二 訓練室及び浴室を有すること。
2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。

【一】 同上

二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

【3～5】 同上

改 正 後

(定義)

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害児支援利用計画案 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)

第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画案をいう。

二 障害児支援利用計画 法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。
 三 指定障害児通所支援事業者 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。

〔四〕十一 略

第二条 [略]

〔2～5 略〕

6 指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようになることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

〔7～9 略〕

〔従業者〕

〔第三条 略〕

〔2・3 略〕

4 指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であつて社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援若しくは同法第五十五条の十七第二項に規定する指定計画相談支援の事業を行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百六条の十四第一項に規定する指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。

〔6～8 同上〕
 〔従業者〕
 〔第三条 同上〕
 〔2・3 同上〕
 〔項を加える。〕

二 障害児支援利用計画 法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画をいう。
 三 指定障害児通所支援事業者等 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。

〔四〕十一 同上

第二条 [同上]

〔2～5 同上〕
 〔項を加える。〕

〔第三条 同上〕
 〔従業者〕
 〔2・3 同上〕
 〔項を加える。〕

〔第三条 略〕

〔従業者〕

〔第三条 略〕

〔第三条 略〕

〔受給資格の確認〕

第九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証（法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。）によつて、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第六条の二の二第八項に規定する内閣府令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量（法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。）等を確かめるものとする。

〔項を加える。〕

(指定障害児相談支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定障害児相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 「略」
二 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をするものとする。

三 「略」
2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。

二 「略」

三 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。

四 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しなければならない。

五 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行わなければならない。

六 「略」

七 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第六条の二の二第八項に規定する内閣府令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。

八・九 「略」

十 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議（相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して

(指定障害児相談支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定障害児相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 「同上」
二 「号を加える。」

三 「同上」

2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。

二 「同上」

三 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。

四 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しなければならない。

五 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下この項及び第三十条第二項第二号ロにおいて「アセスメント」という。）を行わなければならない。

六 「同上」

七 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第六条の二の二第九項に規定する内閣府令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。

八・九 「同上」

十 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して

付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他情報機器（第二十二条第三項第一号及び第二十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という）を活用して行うことができるものとする。以下同じ。の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

〔十一・十二 略〕

3 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助（法第二十四条の二十六第一項第二号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握

（障害児についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第六条の二の二第八項に規定する内閣府令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

〔三・五 略〕

六 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。

（テレビ電話装置等の活用）

第七十五条の二 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。

一 当該アセスメント又はモニタリングに係る障害児が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十三号）に定める地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅等との間に一定の距離があること。

二 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該障害児の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第五条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていよいものは、これを加える。

促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。

第一条の二の二 法第六条の二の二第三項に規定する内閣府令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。

改 正 後

改 正 前

〔十一・十二 同上〕

3 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助（法第二十四条の二十六第一項第二号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握

（障害児についての継続的な評価を含む。次号及び第三十条第二号二において「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第六条の二の二第九項に規定する内閣府令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

〔三・五 同上〕

〔号を加える。〕

〔条を加える。〕

行う会議をいい、テレビ電話装置その他情報機器（第二十二条第三項第一号及び第二十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。以下同じ。の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

第十八条の二十七

〔略〕

〔⑥〕 都道府県知事は、法第二十一条の五の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第三十三条の十八第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

第十八条の二十八

法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。以下この条において同じ。）に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔②・③ 略〕

〔④〕 都道府県知事は、法第二十一条の五の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第三十三条の十八第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

第十八条の二十九

〔略〕

〔②・④ 略〕

〔⑤〕 都道府県知事は、法第二十一条の五の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第三十三条の十八第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

第十八条の二十九の二

〔略〕

〔②・③ 略〕

〔④〕 都道府県知事は、法第二十一条の五の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき居宅訪問型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第三十三条の十八第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

第十八条の三十

〔略〕

〔②・③ 略〕

〔④〕 都道府県知事は、法第二十一条の五の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第三十三条の十八第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

第二十五条の二十一

〔略〕

〔②・③ 略〕

第十八条の二十八

〔同上〕

〔②・⑤ 同上〕
〔項を加える。〕

〔②・④ 同上〕
〔項を加える。〕

〔②・③ 同上〕
〔項を加える。〕

第十八条の二十九

〔同上〕

〔②・④ 同上〕
〔項を加える。〕

第十八条の二十九の二

〔同上〕

〔②・③ 同上〕
〔項を加える。〕

第十八条の三十

〔同上〕

〔②・③ 同上〕
〔項を加える。〕

第二十五条の二十一

〔同上〕

〔④〕 都道府県知事は、法第二十四条の十第四項において準用する法第二十四条の九第一項の規定に基づき指定障害児入所施設の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る施設から法第三十三条の十八第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

第二十五条の二十六の六 [略]

〔②～④ 略〕

〔⑤〕 市町村長は、法第二十四条の二十九第四項において準用する法第二十四条の二十八第一項の規定に基づき指定障害児相談事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第三十三条の十八第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

〔略〕

第十八条の二十七第六項	第十八条の二十八
第十八条の二十九第一項から第三項まで及び第五項	第十八条の二十九第一項から第三項まで及び第五項
第十八条の二十九の二	第十八条の二十九の二
第十八条の三十	第十八条の三十
第十八条の三十二第四項	第十八条の三十二第四項
第十八条の三十四の二第一項	第十八条の三十四の二第一項
第十八条の三十五の七	第十八条の三十五の七

都道府県知事

指定都市の市長及び児童相談所設置市の長

〔項を加える。〕

第二十五条の二十六の六 [同上]

〔②～④ 同上〕
〔項を加える。〕

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

〔同上〕

第十八条の二十八	第十八条の二十八
第十八条の二十九第一項から第三項まで	第十八条の二十九第一項から第三項まで
第十八条の二十九の二	第十八条の二十九の二
第十八条の三十五の七	第十八条の三十五の七

都道府県知事

指定都市の市長及び児童相談所設置市の長

〔項を加える。〕

第二十五条の二十六の六 [同上]

〔②～④ 同上〕
〔項を加える。〕

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

〔略〕

第十八条の二十七第六項	第十八条の二十八
第十八条の二十九第一項から第三項まで	第十八条の二十九第一項から第三項まで
第十八条の二十九の二	第十八条の二十九の二
第十八条の三十五の七	第十八条の三十五の七

〔略〕

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

〔同上〕

第十八条の二十八	第十八条の二十八
第十八条の二十九第一項から第三項まで	第十八条の二十九第一項から第三項まで
第十八条の二十九の二	第十八条の二十九の二
第十八条の三十五の七	第十八条の三十五の七

第一項 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一項 第十八条の三十五第一項、 第三項及び第四項 第十八条の三十五の七	都道府県知事 中核市の市長
〔略〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。	
附 則 (施行期日)	
第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定通所支援基準第四十九条第一項の改正規定及び第三条中指定障害児入所施設基準第四十六条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第二百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。 第二条 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十二条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、第一条の規定による改正後の指定通所支援基準（以下「新指定通所支援基準」という。）第六条の規定にかかるらず、令和九年三月三十日までの間、なお従前の例によることができる。 第三条 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準第十条の規定にかかるらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 第四条 この府令の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準（次条において「旧指定通所支援基準」という。）第六条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準第六条及び第十一条の規定にかかるらず、令和九年三月三十日までの間、なお従前の例によることができる。 第五条 この府令の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準第六条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準第十条の規定にかかるらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 第六条 新指定通所支援基準第二十六条の二（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条の二、第七十一条の六及び第七十一条の十四において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和七年三月三十日までの間、第二十六条の二中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。 第七条 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものについては、第二条の規定による改正後の児童福祉施設基準（以下「新児童福祉施設基準」という。）第六十二条の規定にかかるらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 第八条 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設基準第六十三条の規定にかかるらず、令和九年三月三十日までの間、なお従前の例によることができる。 第九条 この府令の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準（次条において「旧児童福祉施設基準」という。）第六十二条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準第六十二条の規定にかかるらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 第十条 この府令の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準第六十二条第一号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準第六十三条の規定にかかるらず、令和九年三月三十日までの間、なお従前の例によることができる。	中核市の市長 〔同上〕